

●国際活動センターからのお知らせ  
【米 国 情 報】

担当:外国情報部 福嶋 亨

35 U.S.C. § 101 特許保護適格性に関する 2014 暫定ガイダンスの更新のお知らせ

1. 概要

アメリカ特許商標庁 (USPTO) から 2014 年 12 月に公表された「特許保護適格性に関する 2014 暫定ガイダンス (2014 Interim Guidance on Subject Matter Eligibility)」の内容が更新されました。

2. 更新内容

パブリックコメントで寄せられた 6 つの主要なテーマに関する説明の追加

- (1) 具体例 (特に抽象的アイデアや自然法則とされるクレームの具体例) の追加要望
- (2) 著しく異なった特性 (markedly different characteristics (MDC)) の審査に関するより詳細な説明
- (3) 抽象的アイデアの審査方法についてのより詳細な説明
- (4) 特許保護適格性の有無に関する立証責任 (the prima facie case and the role of evidence)
- (5) 2014 暫定ガイダンスに関係する出願についての特許審査部情報
- (6) 特許保護適格性の審査における preemption の位置づけ、および審査方法の合理化の検討

3. USPTO ウェブサイト URL

詳細につきましては以下の URL をご参照ください。

<http://www.uspto.gov/patent/laws-and-regulations/examination-policy/2014-interim-guidance-subject-matter-eligibility-0>

以上